

高岡町高親会地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		高岡町高親会地区 まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市高岡町、南町の各一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約 3.3 ha	
まちづくりの目標		<p>本地区は、江戸時代に越中高岡に隠居していた二代藩主前田利長が、家臣を高岡から帰しこの地に住ませたことに由来する、歴史ある地区である。近隣には玉川図書館や金沢市立中央小学校などが存在し、文教地区として良好な住環境が形成されている。</p> <p>地区住民が誇りを持って暮らせるまちづくりを目指し、今後も良好な居住環境を維持していくことを目標とする。</p>	
まちづくりの方針		子供からお年寄りまでみんなが住みやすく、落ち着いた環境で安心・安全に生活できるまちづくりを推進する。	
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の区分	名称	商業地区
		面積	住居地区
			約 1.3ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(2)については、協定締結日（令和2年7月9日）に建築物が存する敷地において、同日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 畜舎又は葬儀場</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（事務所を含む。）</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの</p>	
		<p>(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(7) 風営法第2条第1項各号（風俗営業）、第6項第3号及び第5号（店舗型性風俗特殊営業）並びに第9項（店舗型電話異性紹介営業）に掲げる営業の用に供するもの</p>	—

	土地利用等の制限	<p>新たに土地、建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に高岡町高親会（以下「町会」という。）と協議しなければならない。</p>
	その他	<p>(1) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(2) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(3) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加及び協力するなど、良好な近隣関係の醸成に努める。</p> <p>(4) 地域の振興を図るため、町会への加入等により相互協力するよう努める。</p> <p>(5) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぼい捨てをしないように努める。</p> <p>(6) 定期的に美化清掃に努める。</p> <p>(7) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</p> <p>(8) 空き地、空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。</p> <p>(9) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。</p> <p>(10) 駐車場の全域において自動車のアイドリング禁止の環境保全に努める。また、駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境保全に努める。</p> <p>(11) 冬期間の道路除雪については、住民や事業者の協力のもと、地域が主体となって取り組み地域安全に努める。</p> <p>(12) 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。</p>

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、令和2年7月9日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「景観法」、「金沢市屋外広告物に関する条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。